

議第18号

栃木県議会図書室条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

令和6年3月19日

提出者	栃木県議会議員	渡	辺	幸	子
	同	日向野	義	幸	
	同	野澤	和	一	
	同	土屋	晃	子	
	同	小池	篤	史	
	同	石坂		太	
	同	小林	達	也	
	同	平池	紘	士	
	同	塩田	ひとし		
	同	高山	和	典	
	同	琴寄	昌	男	
	同	山形	修	治	
	同	神谷	幸	伸	

栃木県議会議長 佐藤 良 様

栃木県条例第 号

栃木県議会図書室条例の一部を改正する条例

栃木県議会図書室条例（昭和24年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的） 第2条 図書室は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第19項</u>の規定による官報、公報及び刊行物の保管を行うほか、栃木県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究のために必要な図書及び資料の収集、整理及び保管を行い、これらを議員の閲覧に供することにより、議員の職務の遂行に資することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第2条 図書室は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第18項</u>の規定による官報、公報及び刊行物の保管を行うほか、栃木県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究のために必要な図書及び資料の収集、整理及び保管を行い、これらを議員の閲覧に供することにより、議員の職務の遂行に資することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。